

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年10月30日
【発行者の名称】	株式会社 N E X T S T A G E (N E X T S T A G E C o . , L t d .)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小村 直克
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 1 番43号 あべのハルカス33F
【電話番号】	06-6622-0333
【事務連絡者氏名】	取締役 財務経理部門管掌 藤原 孝高
【担当J-Adviserの名称】	Jトラストグローバル証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢田 耕一
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番 3 号 恵比寿ガーデンプレイスタワー 7 階
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.jtg-sec.co.jp/hs/financial.htm
【電話番号】	03-4560-0200
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社 N E X T S T A G E https://nextstage-group.com/ 株式会社東京証券取引所 http://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第17期	第18期	第19期
決算年月	2023年 7 月	2024年 7 月	2025年 7 月
売上高 (千円)	1,106,684	1,101,931	1,164,621
経常利益 (千円)	15,916	25,365	57,283
当期純利益 (千円)	7,534	34,273	81,940
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	30,000	30,000	30,000
発行済株式総数 (株)	265,610	265,610	265,610
純資産額 (千円)	106,576	140,849	222,790
総資産額 (千円)	653,851	577,302	628,220
1株当たり純資産額 (円)	401.25	530.29	838.79
1株当たり配当額 (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 (円)	30.82	129.04	308.50
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	16.3	24.4	35.5
自己資本利益率 (%)	330.5	27.7	45.1
株価収益率 (倍)	—	—	5.19
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	71,197	28,201	84,259
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△8,648	△52,921	△62,415
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	90,872	△101,101	△53,147
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	463,331	337,509	306,206
従業員数 (人)	63	59	66
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(—)	(—)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
3. 第17期及び第18期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第17期及び第18期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。第19期については希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
6. 臨時従業員数については、従業員総数の10%未満のため、記載を省略しております。
7. 2025年2月21日開催の取締役会決議により、2025年3月3日付で普通株式1株を10株とする株式分割を行っております。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
8. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第18期の財務諸表については、東陽監査法人の監査を受けておりますが、第17期の財務諸表については当該監査を受けておりません。また、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、第19期の財務諸表については、東陽監査法人の監査を受けております。

2 【沿革】

当社は株式会社ホームリサーチ京都の事業を譲り受けしているため両社の沿革を記載しております。

年月	事業の変遷	
	株式会社 N E X T S T A G E	株式会社ホームリサーチ京都
2006年 8 月	株式会社 N E X T S T A G E を設立し、あらゆる業界分野の新規事業創出コンサルティングを開始	住宅業界に特化した新規事業の先駆けとして、第三者住宅検査事業のフランチャイズに加盟し、株式会社ホームリサーチ京都を設立 株式会社ホームリサーチ京都の商号を株式会社ホームリサーチ大阪に変更 本社を大阪市中央区に移転
2007年 8 月		
2010年 5 月		
2012年 8 月		
2013年 4 月	本社を大阪市中央区に移転 ナレッジマネジメントを基盤とした建築技術総合コンサルティング事業を開始（PDCAスキーム） P：標準施工手引書作成サービス D：施工品質監査システム「GenKan-NS」をリリース C：品質評価サービス（現：ヒンシツ監査サービス） A：コンサルティング 全国ブランドへの展開強化を図るため業務委託店制度を開始し、全国7拠点展開する	第三者住宅検査事業のフランチャイズを脱退 人材育成事業を拡大するために休眠させていた株式会社ホームリサーチ大阪の商号をN E X T S T A G E アーキテクト株式会社に変更 現場監督実践養成講座 「Architecture Corporate University（A.C.U.）」 （現：学習環境プラットフォームサービス）を開講
2013年 8 月		
2014年 6 月		
2014年12月		
2016年 4 月	直営店の出店開始	
	札幌支店（札幌市）、北関東支店（群馬県高崎市）を開設	
2016年 8 月	認定現場監査士への監査業務委託のための学習サービスに関して国際認証（ISO29993）取得	
2016年12月	定期点検管理システム「Teikan-NS」をリリース	
2017年 2 月	関東支店（東京都江東区）を開設	N E X T S T A G E アーキテクト株式会社の事業を株式会社 N E X T S T A G E に譲渡 （現：学習環境プラットフォームサービス開始）
2017年 7 月		
2017年10月	N E X T S T A G E アーキテクト株式会社を株式会社ライズネックスに社名変更	株式会社ライズネックスを代表取締役社長 小村直克の資産管理会社とする
2018年 1 月	株式会社ライズネックスを代表取締役社長 小村直克の資産管理会社とする	
2018年 2 月	中部支店（静岡県浜松市）を開設	株式会社NS九州を吸収合併し、九州支店（福岡市）を開設 直営店展開への転換により、旧業務委託店制度を正規代理店制度に変更 株式会社NS東北、株式会社NS東海（2019年3月解消）との正規代理店契約を締結
2018年 3 月	株式会社NS九州を吸収合併し、九州支店（福岡市）を開設	
2018年 4 月	直営店展開への転換により、旧業務委託店制度を正規代理店制度に変更	システム開発会社 株式会社ジーネックス（岐阜県多治見市）を株式交換により完全子会社化 近畿・中四国支店（大阪府守口市）を開設 請負契約書添付用の「自社施工品質基準書」をリリース
2018年 5 月	システム開発会社 株式会社ジーネックス（岐阜県多治見市）を株式交換により完全子会社化	
2018年 8 月	近畿・中四国支店（大阪府守口市）を開設	住宅建築業界向けクラウド動画学習サービス「ACR05」をリリース 本社を大阪市阿倍野区に移転し、札幌支店、近畿・中四国支店の各拠点を統合 株式会社ジーネックスとの連結関係を解消
2019年 2 月	請負契約書添付用の「自社施工品質基準書」をリリース	
2020年 1 月	住宅建築業界向けクラウド動画学習サービス「ACR05」をリリース	クラウド動画学習サービス「ACR05」と現場監督実践養成講座「A.C.U.」を融合した動画学習講座「ACR05オンライン講座」をリリース 株式会社エヌ・エス四国との正規代理店契約を締結 SaaS型ヒンシツアナリティクスクラウド「QualiZ（クオリツ）」をリリース（現：データ&アナリティクスサービス） 建築技術者の遠隔人材OJT教育サービス「リモイク」のサービス提供を開始 株式会社エヌ・エス四国との正規代理店契約を解消
2020年 6 月	本社を大阪市阿倍野区に移転し、札幌支店、近畿・中四国支店の各拠点を統合	
2020年 7 月	株式会社ジーネックスとの連結関係を解消	クラウド動画学習サービス「ACR05」と現場監督実践養成講座「A.C.U.」を融合した動画学習講座「ACR05オンライン講座」をリリース 株式会社エヌ・エス四国との正規代理店契約を締結 SaaS型ヒンシツアナリティクスクラウド「QualiZ（クオリツ）」をリリース（現：データ&アナリティクスサービス） 建築技術者の遠隔人材OJT教育サービス「リモイク」のサービス提供を開始 株式会社エヌ・エス四国との正規代理店契約を解消
2021年 2 月	クラウド動画学習サービス「ACR05」と現場監督実践養成講座「A.C.U.」を融合した動画学習講座「ACR05オンライン講座」をリリース	
2021年 5 月	株式会社エヌ・エス四国との正規代理店契約を締結	株式会社エヌ・エス四国との正規代理店契約を締結 SaaS型ヒンシツアナリティクスクラウド「QualiZ（クオリツ）」をリリース（現：データ&アナリティクスサービス） 建築技術者の遠隔人材OJT教育サービス「リモイク」のサービス提供を開始 株式会社エヌ・エス四国との正規代理店契約を解消
2022年 2 月	SaaS型ヒンシツアナリティクスクラウド「QualiZ（クオリツ）」をリリース（現：データ&アナリティクスサービス）	
2022年12月	建築技術者の遠隔人材OJT教育サービス「リモイク」のサービス提供を開始	株式会社エヌ・エス四国との正規代理店契約を締結 SaaS型ヒンシツアナリティクスクラウド「QualiZ（クオリツ）」をリリース（現：データ&アナリティクスサービス） 建築技術者の遠隔人材OJT教育サービス「リモイク」のサービス提供を開始 株式会社エヌ・エス四国との正規代理店契約を解消
	株式会社エヌ・エス四国との正規代理店契約を解消	
2023年 7 月	北関東支店、関東支店、中部支店、九州支店の各拠点を本社へ統合	全国的住宅事業者が「製造力」を競い合う「第一回 Housing Quality Award 2023」全国表彰式典を開催 住宅ストック市場向け「リノベーション標準施工手引書」および「第三者リノベーション監査」サービスを開始 増床工事に伴う本社リニューアル 東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに株式を上場
2024年 5 月	全国的住宅事業者が「製造力」を競い合う「第一回 Housing Quality Award 2023」全国表彰式典を開催	
2024年 6 月	住宅ストック市場向け「リノベーション標準施工手引書」および「第三者リノベーション監査」サービスを開始	全国的住宅事業者が「製造力」を競い合う「第一回 Housing Quality Award 2023」全国表彰式典を開催 住宅ストック市場向け「リノベーション標準施工手引書」および「第三者リノベーション監査」サービスを開始 増床工事に伴う本社リニューアル 東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに株式を上場
2024年 8 月	増床工事に伴う本社リニューアル	
2025年 5 月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに株式を上場	

3 【事業の内容】

当社の事業は、『「建築技術×IT」で地域の「つくる」をソリューションする！』を事業ミッションに掲げ、昨今、情報過多による「すまい手」の要求レベルの上昇と、年々脆弱化していく「つくり手」の住宅製造リソースとのギャップから引き起こる多くの課題を、「技術・技能」「知見・経験」「システム」「人材化」の4つの強みをサービスコンテンツとし、積極的なサステナビリティに向けたPDCA型の住宅製造ソリューション事業です。

積極的なサステナビリティに向けたサービスコンテンツ



当社が選ばれる強みは、「ヒト・モノ」への定量的分析できるアナリティクスクラウドを活用しながら、専門的知見・経験を持つ希少な認定現場監査士（注）を全国で300名以上ネットワークし、施工現場の可視化から公正な第三者評価でファクトデータを抽出し、住宅事業者の製造改善とユーザーへの品質の架け橋としてデータドリブンな支援を実現します。また、蓄積されるテクニカルビッグデータを用いて国内住宅事業者への技術マニュアルへの転換や学習環境プラットフォームを構築し、業界全体の技術者や技能者のリソース強化に貢献していきます。

（注）認定現場監査士とは、有資格者を中心とした有識者（建築士・施工管理技士・実務経験5年以上）で構成され、当社のサービス業務を担える認定試験および実践教育を修了したものに付与する当社の認定資格です。

① ヒンシツ監査サービス

ヒンシツ監査サービスは、当社が認定する全国で300名を超える現場監査士が、製造プロセスにおいて後戻りできない10回の工程タイミングで、第三者的に施工基準に対して適合状況を監査するサービスです。

年々高まるエンドユーザーの品質レベルの要求に応じるため、より良い引き渡し実現に向けて施工状況进行评估し、不備があれば是正をして前に進め、確かな品質を裏付けます。また、住宅事業者側の品質のムラを軽減することでの不良コストの削減や生産性向上にも寄与します。昨今、セカンドオピニオン等のニーズも増加してきており、現在、年間約3万工程以上の実績を誇っております。

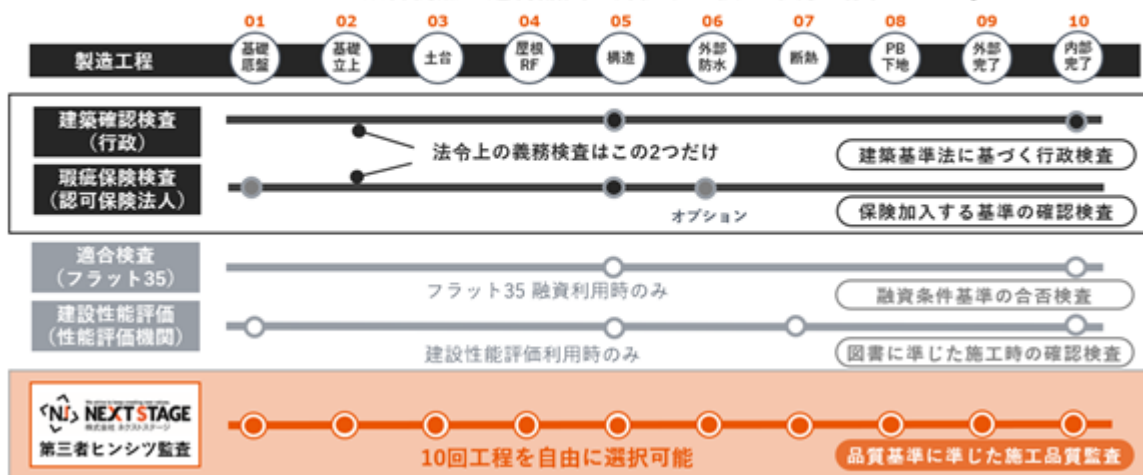
一方、ヒンシツ監査サービスを導入した物件については、消費者（オーナー）に対し、現場監査記録書及び第三者品質監査済証が発行され、製造時の可視化の実現と、未来売却時の建物価値にも貢献できる証として、ユーザーの安心と信頼を獲得できる点も大きな付加価値となります。

後戻りできない重要な10回のタイミングで監査実施



新築住宅取得における国内の検査環境

オーナーにとって一生で最も高価な買い物であるが、顧客視点で建物品質を評価する検査環境が存在しない。

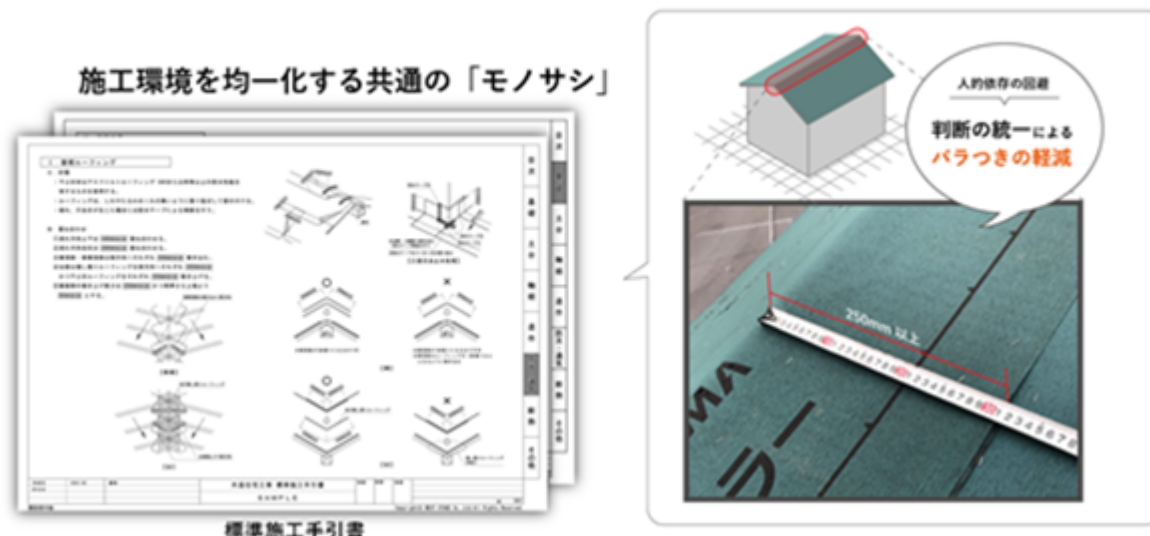


② データ&アナリティクスサービス

データ&アナリティクスサービスは、SaaS型アナリティクスクラウド「QualiZ（クオリツ）」を基盤としたサービスで、大きく2つのコンテンツで形成されています。

まず1つ目のコンテンツは、職人の人的裁量で推し進められる施工品質のムラを解消していくために、標準施工手引書や施工管理タスクを個社別にカスタマイズできる技術データサービスです。このマニュアルや基準書は、建築を行う上で最も重要な施工計画（PLAN）に関わるニーズの高いサービスとなっており、他社の参入障壁も高く、累計で約1,000社の住宅会社へ提供している当社のサービスブランドの1つでもあります。

8割以上が法律にない、戸建住宅の施工ルールの基準化



もう1つのコンテンツは、アナリティクスクラウド「QualiZ」を用いた品質管理業務（DO）と評価分析（CHECK）までが一貫して実施できるアナリティクスサービスです。一般的な施工管理ツールとは異なり、品質管理時に、技術マニュアルや品質基準、そして全国の不備事例や優良事例などを閲覧しながら、不適合時の対処方法、そしてワンプoint解説動画等がセットアップされていることで、熟練管理者しか任せられなかった施工管理を誰もが一律に管理することができます。そして利用しながら入力されたファクトデータを、製造力（モノ）や組織力（ヒト）に対して、誰が、どの工程で、どのような問題を、どれくらい引き起こしているのかを定量的に分析できることで、製造過程での最重要課題の抽出が簡単に行え、再発防止による品質向上と不良コストの削減に寄与します。

「QualiZ（クオリツ）」で、ヒト・モノを定量的にスコアリング



③ 学習環境プラットフォームサービス

学習環境プラットフォームサービスの中心は、これまでのあらゆる事業で培った技術や技能、そして現場での事象や事例を基にテキスト化し、「思考を変え実践が変わる！」をコンセプトに、500番組を超える沢山の番組コンテンツから気軽に楽しみながら学べる業界特化型クラウド動画学習サービス「ACRO5」です。

ACRO5には、eラーニング機能やレコメンド機能等が搭載されており、受講者の習熟度や学習状況なども定量的に分析され、さらに取り組みやすい期間限定講座などのセットアップできることで、企業側の人財化に向けた学ぶ環境を支援しております。

業界特化型学習環境プラットフォームサービス

動画とeラーニングでいつでもどこでも住宅建築が学べる！



Point 01

1動画約5分で
「Oneなるほど！」

Point 02

レコメンド機能で
動画がすぐに検索！

Point 03

自身の習熟度や
成長を分析！

Point 04

500番組を超える
実践コンテンツが充実！

主な商流は以下のとおりです。

リカーリングとクロスセルが安定成長となるビジネスモデル

ファクトデータの蓄積が基盤となり、未来事業のポテンシャル



4 【関係会社の状況】

当事業年度において重要な関係会社の異動はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年7月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
66	37.6	4.1	5,551

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、嘱託社員、人材会社からの派遣社員を含む。）については、従業員総数の10%未満のため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業セグメントは、住宅製造ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しており、特筆すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国の経済動向は、特に米国の堅調な経済に支えられ、そして欧州も持ち直しの兆しを見せた一方、中国では不動産市場の停滞が景気の足かせとなり、各国では保護主義的な政策への支持が拡大し、世界経済の先行きには不確実性が残る状況でありました。今後は、米国トランプ政権下の高関税政策による懸念材料もあり、まだまだ国内経済の減速要因となる可能性も否めない状況であります。そのようななか、日経平均株価の史上最高値更新、またマイナス金利解除、そして33年ぶりの高い賃上げ率など、デフレからの脱却を示す明るい兆しが見られ、更には訪日外客数の過去最大更新に伴い、観光関連やサービス業は堅調に推移し、インバウンド需要が日本の経済の下支えをしました。しかしながら、自動車メーカーの生産停止や個人消費や設備投資の落ち込みも見られ、景気動向指数は横ばいの動きが続くなど景気の足踏みも見られました。

当社の事業領域における国内の住宅市場においては、国土交通省公表の直近統計（当会計期間最終月の2025年7月度単月）で、新設住宅着工戸数は61,409戸の前年同月比9.7%減となり、持家・貸家・分譲住宅を含む全ての着工戸数が、昨年度に引き続き連続で前年割れをいたしました。特に2025年の4月に施行された建築物省エネ法や建築基準法改正の全面施行に伴い、一時的な駆け込み着工によって、同年3月の着工数は前年同月比39.6%増となる89,802戸を記録したものの、その反動で行政側の確認申請業務の業務過多と混乱による長期遅延が引き起こったことで、同年4月及び5月の着工戸数は過去に例を見ない激減状況に陥りました。この現象によって同年5月には、62年ぶりの新設住宅着工戸数が4万戸台にまで落ち込み、住宅事業者側のキャッシュ・フローの悪化等での企業倒産も目立つなど、大きな局面を迎えた年度となりました。

一方、公益財団法人住宅リフォーム紛争処理支援センターの統計では、消費者からの相談件数が2021年度を皮切りに年間35,000件を突破し、以降、工事着工数の減少に伴い2023年度では約32,500件程度にとどまったものの、業界における請負関係でのトラブルは依然として頻発している状況であります。特に相談内容の6割以上がトラブルによるものという構成は毎年変わらず、その多くは、ひび割れ・雨漏れ・性能不足といった施工上の品質トラブルが上位を占め、業界が抱える根深い最重要課題としての認識は年々深まるばかりです。

このような現象に拍車をかける要因は、住宅会社に従事する職人不足やスキル不足による人的リソースの脆弱化と、住宅を購入するユーザー側の情報過多な環境下から、求められる品質や性能への要求レベルの上昇によるギャップの拡大であると言えます。住宅事業者側の製造体制の急務な見直しや生産性向上における外部へのアウトソーシング、また技術者及び技能者の人材育成へのニーズが高まってきていることから、当社の住宅製造ソリューション事業への期待も年々増加してきています。

当事業につきましては、住宅事業者がこのようなユーザーとのトラブルを回避し、製造計画通りの品質・利益・工期（QCD）を実現していくために、当社のヒンシツ監査サービスを導入する新規企業も通期で100社を超え、特に中堅事業者の獲得が功を奏し、新規登録物件も増加してきました。第4四半期では、建築基準法改正による業界混乱で大幅な新築着工数減少という危機的現象があったものの、当事業年度でのヒンシツ監査回数実績は過去最高となる37,344回となり、前年度より安定的に拡大することができました。また、ヒンシツ監査サービスに連動するアナリティクスクラウド「QualiZ」の開発リソースの増員により、機能改善による利便性の向上と分析カテゴリーの充実を図ったことから、「QualiZ」を用いた品質管理業務と評価分析までが一貫して実施できるアナリティクスサービスの売上が前年比106.3%と大きく伸長し、さらなるAIの活用を含めたアナリティクス技術の加速を試みながら開発の強化を実施してまいります。また、「Japan Housing Quality Award」も第2回目を迎え、業界をあげた住宅会社の施工品質を競い合うプレミアムアワードとしてさらに認知が広がったことで、エントリー物件の増加によるヒンシツ監査及びアナリティクス売上の積み上げに寄与できたことも要因の1つとなります。他方、これまで課題であった学習環境プラットフォームサービスのリニューアルは、当期にリフォーム市場参入のためのリフォーム施工ナビアプリ「RePLI（リプリ）」のローンチのための集中開発により、十分なシステム開発ができず、現場管理者及び設計者向けクラウド動画学習サービスである「ACR05」のシステムリニューアルが遅れたことで学習環境売上に大きく成長させることができませんでした。しかしながら、それを補填すべく営業戦略として、現場管理者及び設計者向け実践養成講座（Architecture Corporate University：A.C.U）の動員強化を実施したことから、安定的な実績を計上することができました。当期には引き続き「ACR05」の開発にリソースをシフトしており、新たなマネタイズ戦略も含め、学習環境サービスの刷新による売上拡大に寄与してまいります。

そして、これまで長きに渡るIPO推進が功を奏し、2025年5月23日には東京証券取引所のTOKYO PRO Market市場に上場することができ、これを新たなスタートとして捉え、更なる社会的信頼を得られる企業へ成長していくためにも、業界における健全な消費社会へ改革できる事業を探求し、強い企業づくりを目指し努力していく所存です。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高1,164,621千円(前年同期比5.7%増)、営業利益58,086千円(前年同期比106.4%増)、経常利益57,283千円(前年同期比125.8%増)、当期純利益81,940千円(前年同期比139.1%増)となりました。

なお、当社は住宅製造ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末の現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は306,206千円となり、前事業年度末に比べ31,303千円の減少となりました。

当事業年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、84,259千円となりました。これは主に、税引前当期純利益53,857千円、減価償却費29,456千円、未払消費税等の減少額9,419千円、売上債権の増加額9,151千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、62,415千円となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出36,845千円、有形固定資産の取得による支出31,378千円、差入保証金の回収による収入7,488千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、53,147千円となりました。これは、長期借入金の返済による支出81,593千円、リース債務の支払いによる支出1,554千円、長期借入れによる収入30,000千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載は省略しております。

(2) 受注状況

当社は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載は省略しております。

(3) 販売実績

当事業年度におけるサービスごとの販売実績を示すと、次のとおりです。

サービスの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
ヒンシツ監査サービス	852,910	108.2
データ&アナリティクスサービス	258,163	103.3
学習環境プラットフォームサービス	48,057	94.6
その他	5,489	42.9
合計	1,164,621	105.7

(注) 1. 当社は住宅製造ソリューション事業の単一セグメントです。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績の10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

中長期的な会社の経営戦略の実現を果たすため、当社は下記の課題に取り組んでまいります。
文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) サービス展開による収益性の向上

当社は、今後既存事業の領域において、競合他社との競争が激化し、価格競争に巻き込まれた場合等への対策が課題であると認識しております。

当該課題に対し、既存サービスの充実に加えて、新規サービスの開発、ローンチをもって新たな付加価値を創造し、収益基盤の多様化と充実に注力してまいります。具体的には、従来のヒンシツ監査サービスに加え、「ヒンシツの可視化を価値に変える」をキーワードとした、データ&アナリティクスサービス「QualiZ（クオリツ）」のローンチにより、新たなシナジー効果と業界シェア拡大に向け、収益基盤の拡充に取り組んでまいります。

(2) 組織体制のさらなる強化

事業規模の拡大と新規事業開発及び経営体制強化のための、人材育成と定着が課題となっております。特にマネジメント層の育成と、新たなサービス提供に伴う専門技術の習得等については、人事制度の見直しによる複線型キャリア制度の運用や、新しい人事評価制度の構築による環境整備を通じて、しっかり体制強化してまいります。また今後の持続的な成長を図るうえでも、働き方改革等への取り組み、福利厚生制度の充実、職場環境の整備を実施し、会社の成長に遅れをとらないよう、しっかり取り組んでまいります。

(3) IT・建築技術人財の確保（専門性の高い人材の確保）

当社は、今後の事業拡大に合わせて、十分な組織体制を維持強化すべく、高度で幅広い専門知識や経験を有するIT・建築技術人財の確保を進めてまいります。

(4) 社内管理体制の強化とコンプライアンス遵守

当社が持続的に成長し、顧客のみならず社員、パートナー等の利害関係者に信頼される企業となるためには、社内管理体制の強化とコンプライアンス遵守によるガバナンスの強化が重要であると認識しております。喫緊の課題としては、住宅建築業界に関する法令改正への対応、学習環境プラットフォームサービスにおける肖像権、著作権管理の徹底、与信・反社チェック等の取引先管理の強化を図るべく、インフラ整備並びに社員教育等を通じて、引き続き取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスクについて

当社の事業領域としております、住宅建設業界におきましては、景気のほか、雇用・所得環境、金利、住宅税制、助成金制度並びにこれらの将来予測の影響を受けやすく、また、2024年4月より建設業における労働基準法の改正が施行され、労働時間の上限規制や割増賃金の引き上げによる労働コストの増加が、労働力不足の深刻化、生産性の低下につながり、特に中小企業にとっては経営圧迫の原因となる可能性があります。

当社は市場環境の動向を注視し、相対的競争優位性を維持・向上すべく、適切なリスクコントロールを講じておりますが、これら諸要因の動向によっては、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 認定現場監査士の確保について

当社は、認定現場監査士に業務委託を行い、住宅建設業界におけるヒンシツ監査サービスを提供しております。既存の認定現場監査士からの紹介、コーポレートサイト等での募集など積極的に行うことで新規の認定現場監査士の確保に努める対応策をとっておりますが、認定現場監査士を十分に確保できない場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競合について

当社は、住宅建設業界におけるヒンシツ監査サービスの提供を事業領域とし、当社の培ってきたノウハウや蓄積したビッグデータ、それに合わせた自社開発のシステムを提供していることを強みとしており、住宅建設業界で独自のサービスポジションを獲得しております。当社は、引き続き顧客のニーズを汲んだサービスの提供を進める方針ではありますが、新規参入事業者の登場により競争が激化し、これらの競合企業に対して効果的な差別化を行うことができず、当社が想定している事業展開が図れない場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 特定のシステム「QualiZ（クオリツ）」について

当社は、ヒンシツアナリティクスクラウド（SaaS型クラウドサービス）「QualiZ（クオリツ）」をプラットフォームとした「データ&アナリティクスサービス」を当社の成長事業として推進しております。

「データ&アナリティクスサービス」はSaaS型クラウドサービス「QualiZ（クオリツ）」を基盤としたプラットフォーム事業のため、直ちに契約が解約される性質のサービスでなく、併せてウェビナーの実施や、カスタマーサポート及びカスタマーサクセス体制の強化によって顧客満足度を高める施策を実施し、安定的な収益を見込んでおりますが、当該プラットフォームに何らかの深刻な問題が生じた場合や、競合企業や新規参入企業との競争激化等が、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 新規事業について

当社では今後、市場のニーズにあったサービスをいち早く投入し、新規事業を立ち上げ続けることが重要な課題と認識しており、特に「QualiZ（クオリツ）」をプラットフォームとしたストック型の収益を安定的に獲得することができるサービスの開発を継続的に行い、さらなるステップアップを視野に入れた事業の収益性向上を目指してまいります。しかしながら、各新規事業・サービスは構想段階であり、結果的に実現しない又は実現したとしても十分な収益が獲得できず撤退する可能性があります。当社といたしましては事前に十分な検証を行った上で開発等を開始する方針ではありますが、結果的に新規事業に失敗した場合、コストのみが計上されることから当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) M&A・事業提携について

新規市場への参入や新領域事業の拡大等のためにM&Aや事業提携等の戦略投資を実施する可能性があります。当社としてはこれらを行う際には、対象企業の詳細な調査を行い、十分にリスクを検討することとしております。しかしながら、費用削減を含むシナジー効果が実現できない、統合作業や費用等が増加する、取引先・人材維持に失敗する、対象企業の過大評価又は提携先へノウハウが流出する等、事前に十分把握できなかった問題が顕在化する場合や、事業展開が計画どおりに進まなかった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) システム開発について

当社は、システムに関わる投資・開発を継続的に行っております。先進的な技術の知見やノウハウの蓄積、更には優秀な技術者の採用を推進する等、積極的な対応を行っておりますが、当社の開発したサービスに不具合が生じた場合や、連携しているツールの仕様が大きく変わった場合、開発人員の獲得が進まないために開発が予定どおりに進まない場合など、利用者が損害を被った場合は、損害賠償の支払などにより、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 情報セキュリティについて

当社は、サービス及びそれを支えるシステム、並びにインターネット接続環境の安定した稼働が、事業運営の前提であると認識しております。当社ではシステム障害、セキュリティ侵害等を未然に防止するためにシステムの多重化をはじめとして様々な手段を講じております。また情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証取得をしておりますが、ウィルス、権限のないアクセス、自然災害、通信エラーあるいは電気障害などが引き起こす事故が発生する可能性を否定することはできません。システム障害、セキュリティ侵害等が発生した場合、当社が保有する重要な情報等が喪失又は流出する可能性があります。データの喪失あるいは機密情報の流出を招いた場合、データ復旧のために金銭的・時間的に多大な負担を余儀なくされ、開発スケジュールが遅延することはもとより、損害賠償請求や当社の社会的信用の失墜、取引先企業との提携関係の解消など、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 個人情報について

当社は、当社の運営する「ACR05」の申し込みを通じて、利用者を識別する個人情報を一部保有しております。個人情報が格納されたサーバーには、アクセス制限により限られた場所からしか当該個人情報を閲覧できないようにするなどの必要なセキュリティ対策も施すとともに、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得し、個人情報の保護に努めておりますが、個人情報が当社の関係者等の故意または過失により外部に流出した場合には、当社が損害賠償を含む法的責任を追及される可能性があるほか、当社の運営する「ACR05」の信頼性等が毀損し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 技術・ノウハウ流出について

当社のヒンシツ監査サービスにおけるビッグデータ蓄積によるノウハウは、他社が模倣しがたいものと認識しておりますが、退職者及び業務提携先によって、当社のノウハウと異なるも近しいサービスが他社により開発された場合や、独自性が失われ市場への訴求力が低下するような事態となった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 知的財産権について

当社の事業に関連した特許権等の知的財産権について、第三者との間で訴訟やクレーム等の問題が発生した事実はなく、現時点において、当社の事業に関し、他社が保有する特許権等への侵害により、事業に重大な支障をきたす可能性は低いものと認識しております。また、技術調査等を継続的に行い、侵害事件を回避するよう努めております。しかしながら、当社の様な研究開発型企業にとって、知的財産侵害問題の発生を完全に回避することは困難であり、今後第三者との法的紛争に巻き込まれた場合には、弁護士や弁理士と協議のうえ、個別具体的に対応策を検討してまいります。当社の技術が侵害されるケース及び当社が第三者の技術を侵害していると指摘されるケースのどちらとしても、解決に際しては、時間及び多額の費用を要する可能性があります。その場合には当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(12) 人材の確保・育成について

当社は、今後急速な成長が見込まれる事業の展開や事業の規模の拡大に伴い、継続的に幅広く優秀な人材を採用し続けることが必須であると認識しております。質の高いサービスの安定稼働や競争力の向上に当たっては、一定以上の水準を満たす優秀な人材を継続的に採用すると共に、成長意欲の高い人材の採用及び既存の人材の更なる育成・維持に積極的に努めていく必要性を強く認識しております。しかしながら、当社が求める人材が必要な時期に十分に確保・育成できなかった場合、あるいは人材の流出が進んだ場合には、経常的な業務運営及び事業拡大に支障が生じ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 内部管理体制の強化について

当社は、今後の事業拡大に対応するため、内部管理体制をさらに強化する必要があると認識しております。今後は人材採用及び育成を行うこと等により内部管理体制の強化を図っていく方針であります。しかしながら、事業の拡大ペースに応じた内部管理体制の構築に遅れが生じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) コンプライアンス体制について

当社は、今後企業価値を高めていくためにはコンプライアンス体制が有効に機能することが重要であると考えております。そのため当社は「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」を制定し、当該規程に基づきリスクマネジメント及びコンプライアンス推進委員会を定期的に開催して全社的なコンプライアンスに関する事項の審議・検討を行うほか、定期的に社内研修を実施し、コンプライアンスに関する役職員の意識向上を図っております。しかし、これらの取り組みにも関わらずコンプライアンス上のリスクを完全に解消することは困難であり、今後の当社の事業運営に関して法令等に抵触する事態が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) ハラスメントについて

当社は、社員一人ひとりが安心して働くことができ、仕事と家庭生活の両立が実現できる雇用環境の整備を進め、テレワークの積極的な活用、労働時間の適正化や法令に基づく適正な労務管理、ハラスメント予防に関する社員教育の徹底、内部通報制度の設置などにより労務関連リスクの低減に取り組んでおります。しかしながら、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなどが発生した場合には、職場環境の悪化にとどまらず、ブランド価値の毀損などが発生し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 法的規制等について

現在のところ当社の事業継続に必ずしも著しく重要な影響を及ぼす法的規制はありませんが一般的に適用される法規制に従って業務を行っており、これらの法令を遵守するため、各種法令を管轄する省庁への確認、役職員への周知及び研修会の実施等を行い、法令遵守の徹底を図っております。今後の法改正などにより当社事業分野において新たな法的規制が適用されることになった場合、当社の事業展開が制約を受けるなど、対応措置をとる必要が生じる可能性があります、その際、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) ヒンシツ監査サービスにおける瑕疵について

当社のヒンシツ監査サービスは、基本的なモラル・技能・業務プロセス等における規約および教育を提供し、また当社の認定試験を受講し合格した者だけに付与できる認定現場監査士制度を取り入れておりますが、監査士個人の不法行為についてのリスク回避や監査業務における判断ミス防止のため、当社ではクラウド内での機能装備やデータチェック等により最大限のリスク管理を徹底しております。それでも万一、監査士個人による改ざん等の不法行為および監査業務における判断ミスが直接住宅瑕疵の原因と特定された場合は、少なからず当社への損害に影響を及ぼす可能性はないとはいえません。しかしながら、建築計画時に行政へ提出する建築確認申請書には、住宅事業者が工事監理責任を負うことが明示されております。したがって、当該サービスにおいて監査士個人の見落としおよび判定ミス等の評価結果についての相違があった場合、あくまで限られた現場環境下での監査行為であることから、「建物の施工責任は住宅事業者にあること」、「監査・点検について限界があること」をサービス取引基本契約書に定め、顧客への正しい説明を介して最大限のリスク回避を図っております。

(18) 訴訟等について

当社は、本書提出日現在、提起されている訴訟はありませんが、将来、何らかの事由の発生によって訴訟等による請求を受ける可能性を完全には回避できません。当社では、社員教育の徹底、コンプライアンス体制の整備、顧問弁護士のアドバイスを受ける等、法的規制を遵守する管理体制の整備に努めておりますが、こうした事態が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(19) クレームについて

当社の事業は、顧客からサービス内容やサービス品質に対して、指摘・意見・不満等のクレームを受ける可能性があります。クレーム等が発生した場合は、リスクマネジメント及びコンプライアンス推進委員会において、速やかに経営層や関係部署が情報共有して対処方針を検討するなど適切な対応をとっておりますが、こうしたクレームの発生により顧客からの信頼が低下する場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(20) 資金調達について

当社は、必要に応じて適切な時期に資金調達等を実施しておりますが、営業活動によるキャッシュ・フローの不足、収益性の低下又は資産及び負債管理の失敗、更には格付会社による当社の信用格付の大幅な格下げが行われた場合には、資金調達が制約されるか、又は調達コストが増加する可能性があり、必要なタイミングで資金を確保できなかった場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(21) 減損損失について

現状当社は、システム等の固定資産を所有しておりますが、固定資産等を多くは所有しておりません。しかしながら、当社の資産の時価が著しく下落した場合や、将来新たに開始するものも含めて、事業の収益性が悪化した場合には、減損会計の適用により資産について減損損失が発生し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(22) 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案し、利益還元政策を決定していく所存であります。しかしながら、当社は、現在成長過程にあり、内部留保が充実しているとはいえず、創業以来配当を行っておりません。また、現時点では事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案し、利益還元を行うことを検討してまいります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(23) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化

当社は、取締役及び社員に対し、経営目標や業績の達成の意識向上又は優秀な人材の採用を目的としたインセンティブとして、新株予約権の付与を行っております。本書提出日現在、これらの新株予約権による潜在株式数は24,900株であり、発行済株式総数の9.37%に相当しております。これらの新株予約権の行使が行われた場合、発行済株式総数が増加し、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があり、この株式価値の希薄化が株価形成に悪影響を及ぼす可能性があります。

※2025年2月21日開催の取締役会決議により、2025年3月3日付で普通株式1株を10株とする株式分割を実施し、株式数は239,049株増加し、265,610株となっております。

(24) 特定人物への依存

当社の代表取締役社長である小村直克は、創業以来当社の最高経営責任者として当社の経営方針を決定するとともに、当社の新規ビジネスの開拓及びビジネスモデルの構築において重要な役割を果たしております。当社は事業拡大に伴い、取締役会等における役員及び幹部社員との情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、同氏が何かしらの理由により業務を継続することが困難となった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(25) 労働災害について

当社は、住宅建築・施工現場において、ヒンシツ監査サービスを実施するにあたり、安全面を最優先に配慮・対策を行っておりますが、それでも労働災害・交通事故が発生した場合、人的損失及び被災者・被害者への補償、司法・行政による処罰、社会的信頼の失墜等により、当社の信用・評価を大きく毀損することとなり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(26) 自然災害等について

本社オフィス所在地および、在宅勤務社員の居住地において火災・地震・台風等の大規模な自然災害が発生する可能性があります。当社は、大規模自然災害等に備え、事業継続計画マニュアルを策定し、迅速かつ適切に対応する体制を整備しております。しかしながら、これらの事象により本社オフィスおよび在宅勤務社員の設備被害や停電等が発生し、大部分のサービス提供が不可能となり、事業の継続が困難となった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(27) 大株主について

当社の代表取締役社長である小村直克及び当社の取締役である小村洋子（広森洋子）は当社の大株主であり、当事業年度末現在においてそれぞれが発行済株式総数の11.29%を保有するとともに、その同族関係者及び同族関係者の資産管理会社の所有株式数を含めると発行済株式総数の75.64%を所有しております。

両名は安定株主として一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。

当社といたしましては、両名及びその同族関係者は安定株主であると認識しておりますが、何らかの事情により、大株主である同人及びその同族関係者の株式の多くが減少した場合等には、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(28) J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、Jトラストグローバル証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2023年6月1日にJトラストグローバル証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、Jトラストグローバル証券株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることとを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

（a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（b）甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

（a）TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

（b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容。

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a）TOKYO PRO Market の上場株券等
 - （b）特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなる場合が確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当ておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当ておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯全部取得

甲がTOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる
- ② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1 カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当事業年度末における資産合計は628,220千円となり、前事業年度末に比べ50,917千円増加いたしました。これは主に、建物が53,345千円増加、ソフトウェア仮勘定が41,252千円増加、繰延税金資産が28,743千円増加した一方で、現金及び預金が31,303千円減少、建設仮勘定が21,725千円減少、ソフトウェアが17,723千円減少したことによるものです。

(負債)

当事業年度末における負債合計は405,429千円となり、前事業年度末に比べ31,023千円減少いたしました。これは主に、預り金が10,494千円増加、資産除去債務が8,184千円増加した一方で一年内返済予定長期借入金が28,182千円減少、長期借入金が23,411千円減少したことによるものです。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は222,790千円となり、前事業年度末に比べ81,940千円増加いたしました。これは当期純利益の計上により利益剰余金が81,940千円増加したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社は、住宅製造ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
当事業年度に実施しました設備投資の総額は、107,994千円であります。
その主なものは、本社オフィスの増床工事（50,265千円）および自社利用ソフトウェアの開発（45,301千円）であります。
なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2025年7月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	その他	合計	
本社 (大阪市 阿倍野区)	本社機能	76,516	2,657	9,963	45,070	134,208	66

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 帳簿価額のうち「その他」は、リース資産およびソフトウェア仮勘定の合計であります。
4. 臨時従業員数については、従業員数の10%未満のため、記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】（2025年7月31日現在）

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2025年7月31日)	公表日現在発行数(株) (2025年10月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,062,440	796,830	265,610	265,610	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	1,062,440	796,830	265,610	265,610	—	—

- (注) 1. 2025年2月21日開催の取締役会及び2025年3月3日開催の臨時株主総会決議により、2025年3月3日付で発行可能株式総数を増加する定款の変更が行われ、発行可能株式総数は、982,440株増加し、1,062,440株となっております。
2. 2025年2月21日開催の取締役会決議により、2025年3月3日付で普通株式1株を10株とする株式分割を実施し、株式数は239,049株増加し、265,610株となっております。
3. 2025年3月3日開催の臨時株主総会決議により、2025年3月3日付で、普通株式100株を1単元とする単元株制度を導入する定款の変更を行っております。
4. 2025年5月23日をもって、当社株式は東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

2018年7月18日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (2025年7月31日)	公表日の前月末現在 (2025年9月30日)
新株予約権の数(個)	870	870
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,700	8,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000 (注)1	2,000 (注)1
新株予約権の行使期間	自 2020年8月1日 至 2028年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000	発行価格 2,000 資本組入額 1,000
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

2018年8月4日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (2025年7月31日)	公表日の前月末現在 (2025年9月30日)
新株予約権の数(個)	40	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	400	400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000 (注)1	2,000 (注)1
新株予約権の行使期間	自 2020年9月1日 至 2028年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000	発行価格 2,000 資本組入額 1,000
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

2019年8月3日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (2025年7月31日)	公表日の前月末現在 (2025年9月30日)
新株予約権の数(個)	35	35
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	350	350
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000 (注)1	2,000 (注)1
新株予約権の行使期間	自 2021年9月1日 至 2029年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000	発行価格 2,000 資本組入額 1,000
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

2020年7月14日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (2025年7月31日)	公表日の前月末現在 (2025年9月30日)
新株予約権の数(個)	410	410
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,100	4,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000 (注)1	2,000 (注)1
新株予約権の行使期間	自 2022年9月1日 至 2028年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000	発行価格 2,000 資本組入額 1,000
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

2021年7月14日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (2025年7月31日)	公表日の前月末現在 (2025年9月30日)
新株予約権の数(個)	300	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,000	3,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000 (注)1	2,000 (注)1
新株予約権の行使期間	自 2023年9月1日 至 2028年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000	発行価格 2,000 資本組入額 1,000
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

2025年3月3日臨時株主総会決議

区分	最近事業年度末現在 (2025年7月31日)	公表日の前月末現在 (2025年9月30日)
新株予約権の数(個)	835	835
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,350	8,350
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,500 (注)1	2,500 (注)1
新株予約権の行使期間	自 2027年4月1日 至 2035年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,500 資本組入額 1,250	発行価格 2,500 資本組入額 1,250
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注) 1. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 新株予約権の行使の条件は、新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)が、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。また新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
3. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
4. 2025年2月21日開催の取締役会決議により、2025年3月3日付で普通株式1株を10株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済 株式総数 増減数 (株)	発行済 株式総数 残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年3月31日 (注) 1.	2,352	26,212	70,560	99,160	70,560	89,160
2023年5月18日 (注) 2.	16	26,228	480	99,640	480	89,640
2023年5月30日 (注) 3.	333	26,561	9,990	109,630	9,990	99,630
2023年6月28日 (注) 4.	—	26,561	△79,630	30,000	79,630	179,260
2025年3月3日 (注) 5.	239,049	265,610	—	30,000	—	179,260

- (注) 1. 第三者割当有償 2,352株
発行価格 60,000円
資本組入額 30,000円
主な割当先 IEファスト&エクセレント投資事業有限責任組合、IE FAST&GREAT投資事業有限責任組合、
関西イノベーションネットワーク投資事業有限責任組合、中国電力株式会社
2. 第三者割当有償 16株
発行価格 60,000円
資本組入額 30,000円
主な割当先 オプティマ・ベンチャーズ株式会社
3. 第三者割当有償 333株
発行価格 60,000円
資本組入額 30,000円
主な割当先 RheosCP1号投資事業有限責任組合
4. 会社法第447条第1項の規定に基づき資本金を減少し資本準備金へ振替えたものであります。
5. 2025年3月3日付で普通株式1株を10株とする株式分割を実施したことによるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2025年7月31日現在

2025年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	7	—	—	13	20	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	334	—	—	2,320	2,654	210
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	12.58	—	—	87.42	100	—

(注) 2025年3月3日開催の臨時株主総会決議により、2025年3月3日付で、普通株式100株を1単元とする単元株制度を導入する定款の変更を行っております。

(7) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式 を除く。）の総 数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社ライズネックス ※1、3	京都府宇治市	139,900	48.16
小村 直克 ※1、2	京都府宇治市	30,000	10.33
小村 洋子（広森 洋子） ※1、4、5	京都府宇治市	30,000	10.33
清水 剛 ※1、6	福岡県太宰府市	20,000	6.88
IE ファスト&エクセレント投資事業有限責任組合 ※1	東京都港区芝2-3-12	8,340	2.87
IE FAST&GREAT投資事業有限責任組合 ※1	東京都港区芝2-3-12	8,340	2.87
関西イノベーションネットワーク 投資事業有限責任組合 ※1	大阪市北区茶屋町18-14	8,340	2.87
畑 晋平 ※1、4	神戸市東灘区	6,500 (2,500)	2.24 (0.86)
中国電力株式会社 ※1	広島県広島市中区小町4-33	5,000	1.72
藤原 孝高 ※1、4	大阪市住吉区	5,000 (2,500)	1.72 (0.86)
計	—	261,420 (5,000)	89.99 (1.72)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次の通り株主の属性を示します。

※1 特別利害関係者等（大株主上位10名）

※2 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）

※3 特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数を所有されている会社）

※4 特別利害関係者等（当社の取締役）

※5 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長の配偶者）

※6 当社の従業員

2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 265,400	2,654	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	210	—	—
発行済株式総数	265,610	—	—
総株主の議決権	—	2,654	—

- (注) 1. 2025年2月21日開催の取締役会及び2025年3月3日開催の臨時株主総会決議により、2025年3月3日付で発行可能株式総数を増加する定款の変更が行われ、発行可能株式総数は、982,440株増加し、1,062,440株となっております。
2. 2025年2月21日開催の取締役会決議により、2025年3月3日付で普通株式1株を10株とする株式分割を実施し、株式数は239,049株増加し、265,610株となっております。
3. 2025年3月3日開催の臨時株主総会決議により、2025年3月3日付で、普通株式100株を1単元とする単元株制度を導入する定款の変更を行っております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

決議年月日	2018年7月18日	2018年8月4日	2019年8月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1名 当社従業員 52名	当社取締役 1名 当社従業員 4名	当社従業員 9名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 【新株予約権等の状況】に記載しております。		
株式の数(株)	同上		
新株予約権の行使時の払込金額	同上		
新株予約権の行使期間	同上		
新株予約権の行使の条件	同上		
新株予約権の譲渡に関する事項	同上		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2		

決議年月日	2020年7月14日	2021年7月14日	2025年3月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名 当社従業員 15名	当社取締役 1名 当社従業員 13名	当社取締役 3名 当社従業員 25名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 【新株予約権等の状況】に記載しております。		
株式の数(株)	同上		
新株予約権の行使時の払込金額	同上		
新株予約権の行使期間	同上		
新株予約権の行使の条件	同上		
新株予約権の譲渡に関する事項	同上		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2		

(注) 1. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、剰余金の配当につきましては、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社が剰余金の配当を行う場合には、中間配当および期末配当として年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針とし、当該剰余金の配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、今後の柔軟な資本政策に備えるため配当を実施していません。

内部留保資金につきましては、事業拡大による運転資金の確保と今後予想される経営環境の変化に対応すべく企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第17期	第18期	第19期
決算年月	2023年7月	2024年7月	2025年7月
最高(円)	—	—	1,600
最低(円)	—	—	1,600

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。
2. 当社株式は2025年5月23日より東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高(円)	—	—	—	1,600	—	—
最低(円)	—	—	—	1,600	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。
2. 当社株式は2025年5月23日より東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しております。それ以前については、該当事項はありません。また、2025年6月から7月までは、売買実績がありません。

5 【役員の状況】

男性 8 名 女性 1 名 (役員のうち女性の比率11.1%)

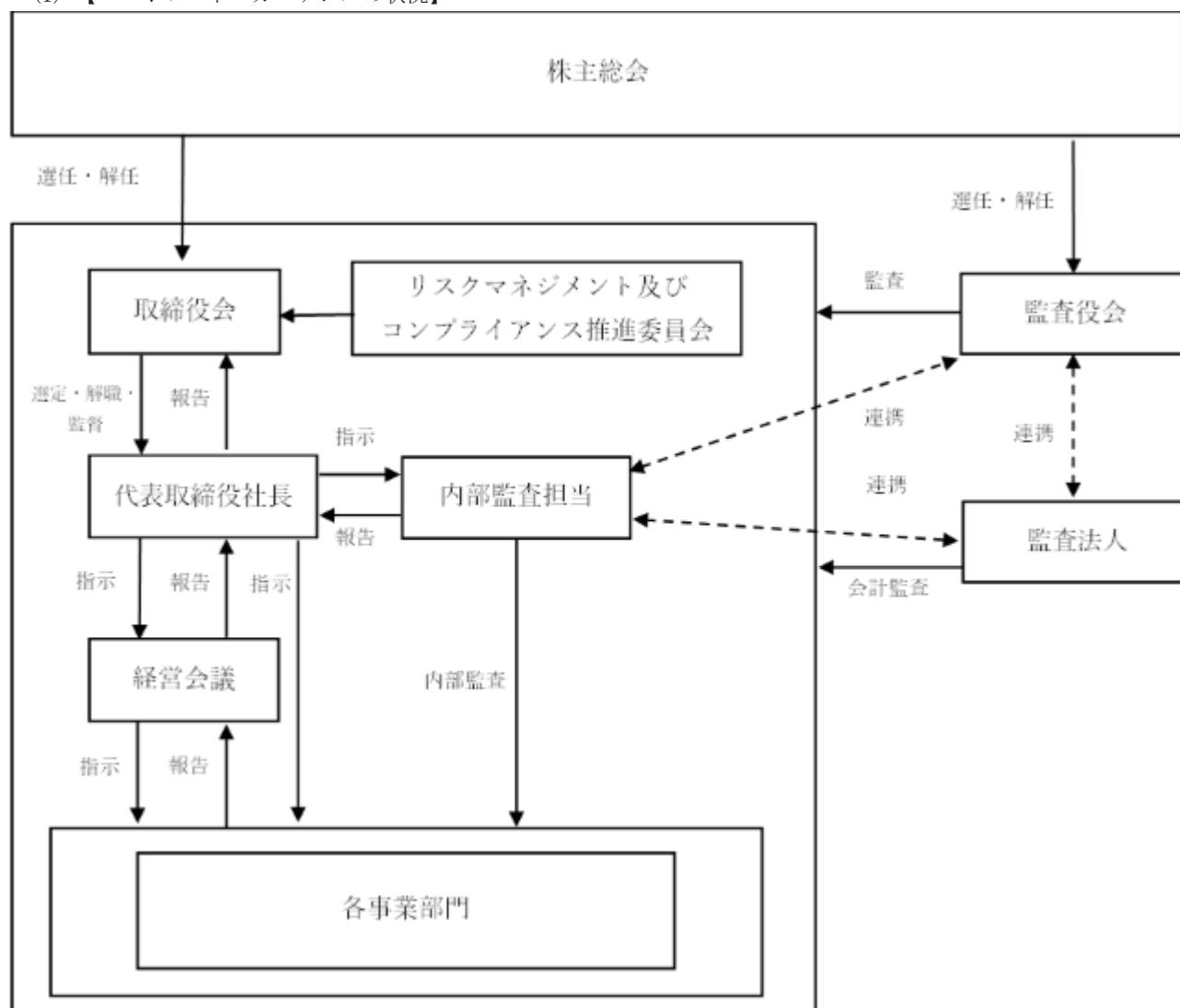
役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表 取締役	社長	小村 直克	1968年 2月22日生	1990年4月 1992年9月 2006年8月 2007年8月	小堀住研株式会社（現株式会社ヤマダホームズ）入社 平安建材株式会社入社 当社設立 代表取締役社長就任（現任） 株式会社ホームリサーチ京都設立（現株式会社ライズネックス）代表取締役就任（現任）	(注) 4	(注) 6	169,900 (注) 7
取締役	ソリューション 部門管掌	中村 恵治	1969年 12月26日生	1993年4月 2005年10月 2009年2月 2016年9月 2017年6月 2018年6月 2020年7月 2021年8月 2022年6月 2024年5月	三井物産フューチャーズ株式会社入社 日本モーゲージサービス株式会社入社 株式会社ハウスジーマン出向 株式会社ハウスジーマン取締役就任 営業本部長 同社代表取締役社長就任 一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会理事就任 同法人代表理事就任 当社取締役就任 営業部門管掌 取締役ヒンシツアナリティクス部門管掌役員 取締役セールス部門管掌役員 取締役ソリューション部門管掌役員（現任）	(注) 4	(注) 6	2,000
取締役	IT部門管掌	畑 晋平	1979年 11月16日生	2004年4月 2012年4月 2017年10月 2018年10月 2019年12月 2020年7月 2021年8月 2022年8月 2023年8月	株式会社オージス総研入社 株式会社ロックオン（現株式会社イルグルム）入社 同社執行役員開発部長 同社執行役員カスタマーサクセス本部長 同社執行役員プロフェッショナルサービス事業部長 当社取締役就任 ITソリューション部管掌 取締役アーキテクチャテクノロジー部門管掌役員 取締役技術開発部門管掌役員 取締役IT部門管掌役員（現任）	(注) 4	(注) 6	4,000
取締役	財務経理 部門管掌	藤原 孝高	1975年 2月2日生	1998年4月 2003年10月 2006年12月 2008年7月 2016年3月 2017年9月 2020年9月 2021年6月 2021年7月 2021年8月 2024年5月	株式会社日本医療事務センター（現株式会社ソラスト）入社 株式会社CNS入社 株式会社レイコフ入社 株式会社ユニバーサルエンターテインメント入社 株式会社スマートバリュー入社 同社取締役就任 同社執行役就任 当社入社経営管理部長 取締役就任 経営管理部長 取締役経営管理部門管掌役員 取締役財務経理部門管掌役員（現任）	(注) 4	(注) 6	2,500
取締役	コーポレート 部門管掌	広森 洋子 (戸籍名： 小村 洋子)	1972年 6月1日生	1992年4月 2000年4月 2000年12月 2013年8月 2017年9月 2018年8月 2021年8月 2023年8月 2024年5月	医療法人徳洲会宇治徳洲会病院入社 株式会社コムスン入社 医療法人社団神野医院入社 当社取締役就任 事業推進部長 取締役専務就任 事業推進部長 取締役事業統括本部長 取締役サービスマネジメント部門管掌役員 取締役サービス部門管掌役員 取締役コーポレート部門管掌役員（現任）	(注) 4	(注) 6	30,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
取締役	—	黒坂 卓司	1974年 8月1日生	1998年4月	日本信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）入社	(注) 4	(注) 6	500
				2006年11月	三菱UFJ代行ビジネス株式会社へ在籍出向			
				2008年8月	三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部に出向帰任			
				2021年4月	マルコ・ポーロ合同会社設立			
				2021年11月	当社取締役就任（現任）			
					マルコ・ポーロ合同会社			
					代表社員就任（現任）			
				2022年5月	一般社団法人ベンチャー監査役協会設立 代表理事（現任）			
				2022年6月	空き家活用株式会社 社外監査役就任（現任）			
				2022年7月	BABYJOB株式会社 社外監査役就任			
				2022年8月	株式会社バイオーム 社外監査役就任（現任）			
				2022年11月	株式会社大都 社外監査役就任（現任）			
				2023年9月	株式会社レスタス 社外監査役就任（現任）			
				2024年3月	一般社団法人ないかんMeetup設立 代表理事（現任）			
				2024年5月	BABYJOB株式会社 取締役監査等委員就任（現任）			
常勤 監査役	—	前原 嘉彦	1958年 12月27日生	1980年4月	大阪府自動車健康保険組合入社	(注) 5	(注) 6	—
				1982年6月	株式会社乾入社			
				1986年2月	塩見会計事務所入所			
				1988年11月	株式会社リバーストン入社			
				2006年11月	株式会社フジコー入社			
				2012年7月	同社内部監査室長就任			
				2018年12月	同社定年退職後、同社嘱託社員			
				2021年10月	当社 監査役就任（現任）			
監査役	—	川本 一徳	1974年 3月28日生	1996年4月	伊藤忠商事株式会社入社	(注) 5	(注) 6	500
				2007年9月	司法試験合格			
				2010年11月	最高裁判所司法研修所司法修習生			
				2012年2月	弁護士登録。ウェール法律事務所入所			
				2017年9月	当社 監査役就任（現任）			
				2020年8月	八十一法律事務所設立 代表弁護士（現任）			
				2023年10月	株式会社マルタカテクノ 社外取締役（現任）	(注) 5	(注) 6	500
				2025年6月	海外貨物検査株式会社 社外取締役（現任）			
				1985年4月	三井物産株式会社入社			
				1993年6月	三井物産インターナショナルハウジング株式会社へ出向 営業部長			
				1993年9月	三井物産フューチャーズ株式会社へ出向金融サービス事業部長			
				2003年5月	株式会社三井物産戦略研究所へ出向ITフロント推進センター長	(注) 5	(注) 6	500
				2008年9月	欧州三井物産株式会社へ出向ビジネスエンジニアリング推進室長			
				2012年12月	三井物産株式会社新社会システム部出向帰任 兼フューチャーシティソリューションズ株式会社 代表取締役社長就任			
				2017年3月	合同会社村田鑑定評価・経営研究所設立 代表社員就任（現任）			
				2017年4月	株式会社つくばウエルネスリサーチ 常務執行役員就任			
				2020年9月	株式会社サクセスメンターズ 代表取締役社長就任（現任）			
				2022年7月	当社 監査役就任（現任）			

- (注) 1. 取締役小村洋子（広森洋子）は、代表取締役社長小村直克の配偶者であります。
2. 取締役黒坂卓司は、社外取締役であります。
3. 監査役前原嘉彦及び川本一徳、並びに村田良一は、社外監査役であります。
4. 取締役の任期は、2025年3月3日開催の臨時株主総会終結の時から、2026年7月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 監査役の任期は、2025年3月3日開催の臨時株主総会終結の時から、2028年7月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
6. 2025年7月期における役員報酬の総額は96,900千円を支給しております。
7. 上記の当社代表取締役社長 小村直克の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社ライズネットワークスが所有する株式数（139,900株）を含めた実質所有株式数を記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、『「建築技術×IT」で地域の「つくる」をソリューションする！』を事業ミッションに掲げ、昨今、情報過多による「すまい手」の要求レベルの上昇と、年々脆弱化していく「つくり手」の住宅製造リソースとのギャップから引き起こる多くの課題を、「技術・技能」「知見・経験」「システム」「人材化」の4つの強みをサービスコンテンツとし、積極的なサステナビリティに向けたPDCA型の住宅製造ソリューション事業です。

これらのビジョン、ミッションの実現・実行するために、株主をはじめとするすべてのステークホルダーとの適切な関係を維持し、会社の社会的責任を果たすために、永続的な発展と成長、継続的な企業価値の最大化とコンプライアンス遵守の経営を徹底するとともに、経営の健全性、効率性、透明性を確保すべく、最適な経営管理体制を目指しております。

② 会社の機関の内容

会社の機関の基本説明

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役1名）で構成され、各取締役は法令、定款、役員規程等の社内規程に沿って業務を執行するとともに、各取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会は、原則として毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて開催する臨時取締役会に取締役及び監査役が出席し、当社の経営状況及び経営課題、法定その他経営上の重要事項の協議及び決議を行っております。

b. 監査役会

当社は監査役会を設置しております。監査役会は、社外監査役3名（うち1名は常勤）で構成され、取締役の職務の執行を含む日常活動の監査を行っております。また株主総会や取締役会への出席、取締役・従業員・監査法人からの報告聴取など法律上の権利行使のほか、重要な経営会議等への出席など、実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。監査役会の議長は、常勤監査役の前原嘉彦であります。

c. 内部監査

当社の内部監査担当は、代表取締役社長の直轄として、当社全体を対象として監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び常勤監査役に報告するとともに、被監査部門に改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また内部監査担当と常勤監査役が監査を効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

また、監査役が主催して年間2回、内部監査人及び監査法人と情報交換、意見交換を行うことにより、会計監査及び業務監査等について総括的な確認を行い、取締役の業務執行の状況を効率的、合理的に把握し、監督の実効性を高めております。

d. 経営会議

当社の経営状況及び経営課題、並びに取締役会その他の機関決定等を仰ぐべき事項につき十分検討、協議することを目的として経営会議を開催しております。同会議は当社の全役員及び部長職で構成され、原則として毎月1回定期的に開催しております。

e. 会計監査

当社は、東陽監査法人と監査契約を締結しており、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。業務を執行した公認会計士は、小林弥及び田部秀穂の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士7名その他5名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③ 内部統制システムの整備状況

当社は業務の適正性を確保するために必要な体制として、2022年4月15日の取締役会決議により、「内部統制システム構築の基本方針」を定めており、当該基本方針に基づいた運営を行っております。

「内部統制システム構築の基本方針」の概要は以下のとおりです。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社はグループ経営理念、ビジョン・ミッション等、コンプライアンス体制にかかわる社内規程を当社取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるためのルールとする。
- 2) 内部監査部門は、コンプライアンスの状況を定期的に監視するものとし、その監査結果については、代表取締役に報告するものとする。
- 3) 当社内における法令遵守上疑義のある行為を、使用人が直接通報を行う手段として内部通報制度「リスク・ホットライン」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努めている。重要な情報については、必要に応じてその内容と会社の対処状況・結果につき、当社取締役・使用人に開示し、周知徹底を図るものとする。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役の職務の執行に係る情報・文書(電磁的記録も含む)については、「文書管理規程」に基づき業務に必要な文書の保存・管理を行うものとし、取締役及び監査役が当該情報・文書等の内容を知り得る体制を確保するものとする。
- 2) 「文書管理規程」には保存対象情報の定義、保管期間、保管責任部署等を定めるものとする。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 取締役会の直属機関としてリスクマネジメント及びコンプライアンス推進委員会を設置し、全社的なリスクの把握と評価及び対応策の策定を行い、各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑えるものとする。
- 2) 当社取締役及び使用人のリスク管理マインド向上のために、「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」等の社内規程を整備し、社内通達等を通じてリスクに関する意識の浸透、早期発見と未然防止につなげる環境を整備するものとする。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役、取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催するものとする。
- 2) 取締役の職務の執行に際し、「組織・職務分掌規程」及び「職務権限規程」に判断基準を定め、「稟議規程」による稟議決裁事項に関する基準に基づき、業務の円滑な処理を図るものとする。
- 3) その他の業務の合理化、電子化に向けた取組みにより、職務の効率性確保をはかる体制の整備を行う。

e. 業務の適正を確保するための体制

内部監査担当は定期的に内部監査を実施し、内部統制の有効性と妥当性を確保する。また監査結果については、代表取締役に報告するものとする。

- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 1) 当社は、監査役がその職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会の要請に応じて協議を行い、補助使用人として任命及び配置することができる。
 - 2) 補助使用人の独立性の確保に必要な事項として、人事異動、人事評価、昇格昇給、懲戒処分等については監査役の同意を必要とする。
 - 3) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して業務執行部門からの指揮命令を受けないものとする。
- g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 監査役は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要会議へ出席し、業務執行状況の報告を聴取するものとする。
 - 2) 監査役は、定期的に業務監査を実施し、取締役及び使用人からの報告を受けるとともに、稟議事項の監査など、日常の監査で発見した諸問題について、適宜、取締役及び使用人より業務執行状況の報告を求める。
 - 3) 監査役は、内部監査担当と定期的な情報交換を実施するとともに、内部監査の結果については、その報告を受けものとする。
- h. 監査役がその職務執行について生ずる費用等の処理に係わる方針
- 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制とする。
- i. その他監査役がその職務執行が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認める場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受けるものとする。
 - 2) 監査役は、代表取締役との間で定期的に会合を行い、意見交換並びに情報の共有を図るものとする。
- j. 財務報告の信頼性を確保するための体制整備
- 1) 財務報告の信頼性を確保するため、内部統制システムの構築を行うものとする。
 - 2) その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うものとする。
- k. 反社会的勢力排除に向けた体制
- 反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、「反社会的勢力対応規程」において、「反社会的勢力に対し毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たないようにする」旨を定め、企業集団のすべての役員、従業員への周知を徹底するものとともに、反社会的勢力との関係を一切遮断する体制とする。

④ 監査役監査の状況

当社監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成されております。監査役会は、原則として毎月1回の定時監査役会のほか、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

なお常勤監査役である前原嘉彦は、長年にわたり経理財務、内部統制・内部監査部門の責任者などを歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、社外監査役川本一徳は、弁護士としての実務を通じて培われた法務・リスク管理等に関する豊富な経験と高い見識を有しております。また社外監査役村田良一は、長年にわたり不動産・金融・ICT分野の事業責任者を歴任し、企業経営に関する高度な専門知識と幅広い知見を有しております。

最近事業年度の監査役会は月1回開催しており、個々の監査役の出席回数は次のとおりであります。

	開催回数	出席回数
前原 嘉彦	16回	16回
川本 一徳	16回	16回
村田 良一	16回	16回

⑤ 内部監査の状況

当社の内部監査担当は、代表取締役社長の直轄として、当社全体を対象として監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び常勤監査役に報告するとともに、被監査部門に改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また内部監査担当と常勤監査役が監査を効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

⑥ リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理に係る社内規程を定め、代表取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント及びコンプライアンス推進委員会」を設置してリスクマネジメント及びコンプライアンス遵守の対策を推進し、適切なリスク管理の運営を行うべく体制の構築を行っております。

⑦ 役員報酬

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	85,500	85,500	—	5
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—
社外役員	11,400	11,400	—	4

(注) 当社の取締役の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の範囲内において各取締役の業務内容、職責及び当社の業績等を考慮の上、代表取締役及び社外取締役を含む取締役2名とオブザーバーとして監査役3名による報酬協議会により決定しております。

監査役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、監査役会の協議にて決定しております。

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は8名以内、監査役は5名以内である旨を定款に定めております。

⑨ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑩ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

⑪ 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものは除く。)及び監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

⑫ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑬ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため、市場取引等により自己株式を取得することを目的とするものであります。

⑭ 中間配当の決定方法

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年1月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑮ 株式の保有状況

該当事項はありません。

⑩ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は1名及び社外監査役は3名を選任しております。

社外取締役である黒坂卓司については、三菱UFJ信託銀行株式会社での豊富な業務経験と企業経営に関する幅広い知見を有しており、取締役会等における重要な意思決定及び執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断しております。また社外監査役である前原嘉彦については、長年にわたり経理財務、内部統制・内部監査部門の責任者などを歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、中立的かつ客観的な視点から適切な監査機能を果たすことが期待できると判断したものであります。また、川本一徳については、弁護士としての実務を通じて培われた法務・リスク管理等に関する豊富な経験と高い見識を有しており、当該知見を活かして、中立的かつ客観的な視点から適切な監査機能を果たすことが期待できると判断したものであります。また、社外監査役である村田良一については、大手総合商社において、不動産・金融・ICT分野の事業責任者を歴任し、企業経営に関する高度な専門知識と幅広い知見を有しており、取締役会における業務執行において、中立的かつ客観的な視点から適切な監査機能を果たすことが期待できると判断したものであります。

社外取締役黒坂卓司氏は当社株式500株を保有しておりますが、この点を除き当社との間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役前原嘉彦氏は、当社との間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役川本一徳氏、村田良一氏は当社株式500株を保有しておりますが、この点を除き当社との間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	18,000	—
計	18,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模、特性及び監査日数等を勘案の上、総合的に判断し、監査役会の同意のもと決定しております。

第6 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度（2024年8月1日から2025年7月31日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 7 月31 日)	当事業年度 (2025年 7 月31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	337,509	306,206
売掛金	80,680	89,832
前払費用	12,719	10,691
その他	97	585
貸倒引当金	△456	△478
流動資産合計	430,550	406,836
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※ 23,170	※ 76,516
工具、器具及び備品（純額）	※ 2,533	※ 2,657
リース資産（純額）	※ 1,947	※ 519
建設仮勘定	21,725	—
有形固定資産合計	49,376	79,693
無形固定資産		
ソフトウェア	27,687	9,963
ソフトウェア仮勘定	3,298	44,550
無形固定資産合計	30,985	54,514
投資その他の資産		
長期前払費用	752	293
差入保証金	56,518	49,029
繰延税金資産	9,109	37,853
その他	10	—
投資その他の資産合計	66,390	87,176
固定資産合計	146,752	221,384
資産合計	577,302	628,220

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 7 月31 日)	当事業年度 (2025年 7 月31 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	33,950	33,510
1 年内返済予定長期借入金	79,574	51,392
リース債務	1,549	592
未払金	49,181	58,375
未払費用	28	96
未払法人税等	660	660
未払消費税等	15,433	6,013
前受金	56,512	61,968
預り金	5,130	15,625
資産除去債務	2,168	—
その他	1,463	44
流動負債合計	245,652	228,279
固定負債		
長期借入金	182,130	158,719
リース債務	642	49
資産除去債務	7,027	17,381
その他	1,000	1,000
固定負債合計	190,800	177,150
負債合計	436,452	405,429
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金		
資本準備金	179,260	179,260
その他資本剰余金	72,000	72,000
資本剰余金合計	251,260	251,260
利益剰余金		
その他利益剰余金	△140,410	△58,469
繰越利益剰余金	△140,410	△58,469
利益剰余金合計	△140,410	△58,469
株主資本合計	140,849	222,790
純資産合計	140,849	222,790
負債純資産合計	577,302	628,220

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)	当事業年度 (自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)
売上高	※ 1 1, 101, 931	※ 1 1, 164, 621
売上原価	356, 410	375, 547
売上総利益	745, 521	789, 074
販売費及び一般管理費	※ 2 717, 382	※ 2 730, 987
営業利益	28, 139	58, 086
営業外収益		
受取利息	4	191
受取手数料	—	1, 392
受取返戻金	—	651
保険解約益	32	—
保険金収入	137	—
その他	788	227
営業外収益合計	962	2, 462
営業外費用		
支払利息	2, 840	2, 806
支払保証料	450	459
その他	444	—
営業外費用合計	3, 736	3, 265
経常利益	25, 365	57, 283
特別損失		
固定資産除却損	—	※ 3 3, 425
特別損失合計	—	3, 425
税引前当期純利益	25, 365	53, 857
法人税、住民税及び事業税	660	660
法人税等調整額	△9, 567	△28, 743
法人税等合計	△8, 907	△28, 083
当期純利益	34, 273	81, 940

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)		当事業年度 (自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費		1,582	0.4%	420	0.1%
II 外注費		331,625	93.0%	353,602	94.2%
III 経費	※	23,202	6.5%	21,524	5.7%
売上原価		356,410	100.0%	375,547	100.0%

(注) ※ 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)	当事業年度 (自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)
減価償却費 (千円)	21,926	21,172

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	30,000	179,260	72,000	251,260
当期変動額				
当期純利益	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	30,000	179,260	72,000	251,260

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他 利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△174,683	△174,683	106,576	106,576
当期変動額				
当期純利益	34,273	34,273	34,273	34,273
当期変動額合計	34,273	34,273	34,273	34,273
当期末残高	△140,410	△140,410	140,849	140,849

当事業年度（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	30,000	179,260	72,000	251,260
当期変動額				
当期純利益	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	30,000	179,260	72,000	251,260

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他 利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△140,410	△140,410	140,849	140,849
当期変動額				
当期純利益	81,940	81,940	81,940	81,940
当期変動額合計	81,940	81,940	81,940	81,940
当期末残高	△58,469	△58,469	222,790	222,790

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)	当事業年度 (自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	25,365	53,857
減価償却費	26,274	29,456
貸倒引当金の増減額(△は減少)	163	22
受取利息	△4	△191
支払利息	2,840	2,806
固定資産除却損	—	3,425
売上債権の増減額(△は増加)	△6,578	△9,151
前受金の増減額(△は減少)	△487	5,455
未収入金の増減額(△は増加)	28	—
前払費用の増減額(△は増加)	△4,109	2,010
仕入債務の増減額(△は減少)	2,348	△439
未払消費税等の増減額(△は減少)	△9,350	△9,419
その他	△3,577	9,615
小計	32,913	87,448
利息の受取額	4	191
利息の支払額	△2,810	△2,720
法人税等の支払額	△1,906	△660
営業活動によるキャッシュ・フロー	28,201	84,259
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△21,978	△31,378
無形固定資産の取得による支出	△9,695	△36,845
資産除去債務の履行による支出	—	△1,690
出資金の回収による収入	—	10
差入保証金の回収による収入	3,499	7,488
差入保証金の支払いによる支出	△24,747	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△52,921	△62,415
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	—	30,000
長期借入金の返済による支出	△99,570	△81,593
リース債務の返済による支出	△1,531	△1,554
財務活動によるキャッシュ・フロー	△101,101	△53,147
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△125,822	△31,303
現金及び現金同等物の期首残高	463,331	337,509
現金及び現金同等物の期末残高	※ 337,509	※ 306,206

【注記事項】

（重要な会計方針）

1 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	18年
工具、器具及び備品	4～15年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（3～5年）

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

3 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社住宅製造ソリューション事業におけるヒンシツ監査サービスは、施工管理を行ううえで、建物の品質や性能に影響する一番大切なマイルストーンで管理すべき品質管理を第三者の認定現場監査士でヒンシツ評価を実施するサービスです。当該サービスでは顧客との契約により定められた回数の監査を履行する義務を生じており、当該サービスの提供は独立した履行義務として認識しております。そのため、当該サービスの提供は一監査終了ごとに充足されると考えられるため、契約した監査回数に応じて均等按分し、収益を認識しております。なお、監査の未実施部分について、対価を収受した場合は、前受金として計上しております。

データ&アナリティクスサービスは、「GenKan-NS®」および「QualiZ」システムに顧客が物件登録を行うことにより、ヒンシツ監査サービスの実施および物件評価フィードバックを提供します。顧客との契約内容に基づき、当該システムの利用料を年会費として請求し、一定期間にわたり均等に収益認識することに加え、当該システムへの物件登録ごとにヒンシツ監査サービスの実施および物件評価フィードバックが実施されるため、物件登録時に収益を認識しております。

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当事業年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	9,109	37,853

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

②主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、主要な仮定は将来の売上高の予測となります。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

期末時点で入手可能な情報及び仮定を基に事業計画に基づく課税所得を見積っておりますが、事業計画に係る判断は、将来における市場の動向その他の要因により影響を受け、これらの状況に変化があった場合には、繰延税金資産の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年7月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりです。

	前事業年度 (2024年7月31日)	当事業年度 (2025年7月31日)
減価償却累計額	15,194千円	20,984千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)	当事業年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
役員報酬	88,800	96,900
給料手当	295,670	305,207
減価償却費	4,383	7,824
貸倒引当金繰入額	163	22
おおよその割合		
販売費	3%	4%
一般管理費	97%	96%

※3 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)	当事業年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
建物	—	3,230
工具、器具及び備品	—	194
計	—	3,425

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	26,561	—	—	26,561
合計	26,561	—	—	26,561
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 2025年3月3日付で普通株式1株を10株とする株式分割を行っております。上記の株式数については、当該株式分割前の株式数を記載しております。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる 株式の数（数）				当事業年度 末残高 （千円）
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての 第1回新株予約権	—	—	—	—	—	—
	ストック・オプションとしての 第2回新株予約権	—	—	—	—	—	—
	ストック・オプションとしての 第3回新株予約権	—	—	—	—	—	—
	ストック・オプションとしての 第4回新株予約権	—	—	—	—	—	—
	ストック・オプションとしての 第5回新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	26,561	239,049	—	265,610
合計	26,561	239,049	—	265,610
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

（注）発行済株式の総数の増加は、2025年3月3日付で普通株式1株を10株とする株式分割を行ったことによる増加分であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる 株式の数（数）				当事業年度 末残高 （千円）
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての 第1回新株予約権	—	—	—	—	—	—
	ストック・オプションとしての 第2回新株予約権	—	—	—	—	—	—
	ストック・オプションとしての 第3回新株予約権	—	—	—	—	—	—
	ストック・オプションとしての 第4回新株予約権	—	—	—	—	—	—
	ストック・オプションとしての 第5回新株予約権	—	—	—	—	—	—
	ストック・オプションとしての 第6回新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)	当事業年度 (自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)
現金及び預金勘定	337,509千円	306,206千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	337,509千円	306,206千円

(リース取引関係)

前事業年度(自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。また、一時的な余剰資金につきましては、普通預金により保有しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、差入保証金は主に事務所の賃借にかかわるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、全てが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としております。

リース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、経理規程、与信管理規程及び債権管理規程に従い、財務経理部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を営業部門に随時連絡しております。これにより財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、差入保証金については、差入先の信用情報を契約時及び定期的に把握することを通じてリスクの軽減を行っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社の借入金のうち、固定金利で調達しているものについては、今後市場リスクがこれ以上に増加することはありません。変動金利で調達しているものについては、定期的に金利の動向を把握し管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は利益計画に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は現金であること及び短期間で決済されるため時価は帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2024年7月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 差入保証金	56,518	45,026	△11,492
資産計	56,518	45,026	△11,492
(1) 長期借入金 ※	261,704	258,532	△3,172
(2) リース債務 ※	2,192	2,191	△1
負債計	263,896	260,723	△3,173

※ 長期借入金及びリース債務は、1年以内返済予定の長期借入金及びリース債務を含みます。

当事業年度（2025年7月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 差入保証金	49,029	34,151	△14,878
資産計	49,029	34,151	△14,878
(1) 長期借入金 ※	210,111	209,124	△986
(2) リース債務 ※	642	641	△1
負債計	210,753	209,765	△988

※ 長期借入金及びリース債務は、1年以内返済予定の長期借入金及びリース債務を含みます。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年7月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	337,509	—	—	—
売掛金	80,680	—	—	—
差入保証金	—	—	—	56,518
合計	418,189	—	—	56,518

当事業年度（2025年7月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	306,206	—	—	—
売掛金	89,832	—	—	—
差入保証金	—	—	—	49,029
合計	396,038	—	—	49,029

(注) 2. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度 (2024年 7 月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	79,574	46,078	16,052	—	—	120,000
リース債務	1,549	592	49	—	—	—
合計	81,123	46,670	16,101	—	—	120,000

当事業年度 (2025年 7 月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	51,392	22,052	6,000	6,000	4,667	120,000
リース債務	592	49	—	—	—	—
合計	51,984	22,101	6,000	6,000	4,667	120,000

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度 (2024年 7 月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (2025年 7 月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度 (2024年 7 月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 差入保証金	—	45,026	—	45,026
資産合計	—	45,026	—	45,026
(1) 長期借入金	—	258,532	—	258,532
(2) リース債務	—	2,191	—	2,191
負債合計	—	260,723	—	260,723

当事業年度（2025年7月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
（1）差入保証金	—	34,151	—	34,151
資産合計	—	34,151	—	34,151
（1）長期借入金	—	209,124	—	209,124
（2）リース債務	—	641	—	641
負債合計	—	209,765	—	209,765

（注）時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

資 産

（1）差入保証金

差入保証金の時価については、投資回収可能な年数に基づいた利率で割り引いて算定する方法によっております。そのためレベル2の時価に分類しております。

負 債

（1）長期借入金、（2）リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務は、1年以内返済予定の長期借入金及びリース債務を含みます。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

ストック・オプションの付与時において、当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上は行っておりません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 52名	当社取締役 1名 当社従業員 4名	当社従業員 9名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式13,650株	普通株式2,650株	普通株式2,050株
付与日	2018年7月31日	2018年8月6日	2019年8月6日
権利確定条件	(注) 2		
対象勤務期間	該当事項はありません。		
権利行使期間	自 2020年8月1日 至 2028年3月31日	自 2020年9月1日 至 2028年3月31日	自 2021年9月1日 至 2029年6月30日

	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 15名	当社取締役 1名 当社従業員 13名	当社取締役 3名 当社従業員 25名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式6,650株	普通株式5,750株	普通株式8,700株
付与日	2020年8月3日	2021年8月3日	2025年3月5日
権利確定条件	(注) 2		
対象勤務期間	該当事項はありません。		
権利行使期間	自 2022年9月1日 至 2028年3月31日	自 2023年9月1日 至 2028年3月31日	自 2027年4月1日 至 2035年2月28日

- (注) 1 株式数に換算して記載しております。なお、2025年3月3日付株式分割(普通株式1株につき10株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
- 2 新株予約権の行使の条件は、新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)が、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。また新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2025年7月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利確定前 (株)						
前事業年度末	8,850	400	350	4,100	3,000	—
付与	—	—	—	—	—	8,700
失効	—	—	—	—	—	350
権利確定	8,850	400	350	4,100	3,000	—
未確定残	—	—	—	—	—	8,350
権利確定後 (株)						
前事業年度末	—	—	—	—	—	—
権利確定	8,850	400	350	4,100	3,000	—
権利行使	—	—	—	—	—	—
失効	150	—	—	—	—	—
未行使残	8,700	400	350	4,100	3,000	—

(注) 2025年3月3日付株式分割(普通株式1株につき10株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利行使価格(円)	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,500円
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単位(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 2025年3月3日付株式分割(普通株式1株につき10株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点においては、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権はDCF方式に基づき、第6回新株予約権は類似会社比準方式に基づき算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
- | | |
|---|-----|
| 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 一千円 |
| 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | 一千円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年 7 月 31 日)	当事業年度 (2025年 7 月 31 日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	9,057千円	9,096千円
一括償却資産	482千円	376千円
貸倒引当金	27千円	29千円
資産除去債務	3,177千円	6,151千円
税務上の繰越欠損金 (注) 2	59,480千円	40,945千円
繰延税金資産小計	72,224千円	56,599千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	△56,257千円	△4,465千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,444千円	△9,136千円
評価性引当額	△60,701千円	△13,601千円
繰延税金資産合計	11,522千円	42,997千円
繰延税金負債		
固定資産 (資産除去債務)	△2,412千円	△5,144千円
繰延税金負債合計	△2,412千円	△5,144千円
繰延税金資産 (負債) の純額	9,109千円	37,853千円
(注) 1 評価性引当額が47,099千円減少しております。この減少の主な理由は税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したことによるものであります。		
2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額		

前事業年度 (2024年 7 月 31 日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (注) 1	—	—	—	—	—	59,480	59,480
評価性引当額	—	—	—	—	—	△56,257	△56,257
繰延税金資産 (注) 2	—	—	—	—	—	3,222	3,222

- (注) 1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- 2 税務上の繰越欠損金59,480千円 (法定実効税率を乗じた額) について、繰延税金資産3,222千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

当事業年度 (2025年 7 月 31 日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (注) 1	—	—	—	—	—	40,945	40,945
評価性引当額	—	—	—	—	—	△4,465	△4,465
繰延税金資産 (注) 2	—	—	—	—	—	36,480	36,480

- (注) 1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- 2 税務上の繰越欠損金40,945千円 (法定実効税率を乗じた額) について、繰延税金資産36,480千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年7月31日)	当事業年度 (2025年7月31日)
法定実効税率 (調整)	34.5%	34.5%
住民税均等割等	2.6%	1.2%
評価性引当額の増減	△72.3%	△87.9%
その他	0.0%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△35.1%	△52.1%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から14～18年と見積り、割引率は0.38～1.755%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)	当事業年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
期首残高	9,161千円	9,196千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	10,169千円
時の経過による調整額	35千円	184千円
資産除去債務の履行による減少額	—	△2,169千円
期末残高	9,196千円	17,381千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント
	住宅製造ソリューション事業
ヒンシツ監査サービス	788,555
データ&アナリティクスサービス	249,800
学習環境プラットフォームサービス	50,778
その他	12,797
顧客との契約から生じる収益	1,101,931
外部顧客への売上高	1,101,931

当事業年度（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント
	住宅製造ソリューション事業
ヒンシツ監査サービス	852,910
データ&アナリティクスサービス	258,163
学習環境プラットフォームサービス	48,057
その他	5,489
顧客との契約から生じる収益	1,164,621
外部顧客への売上高	1,164,621

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項（重要な会計方針）3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約残高及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)	当事業年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	74,101	80,680
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	80,680	89,832
契約負債(期首残高)	57,000	56,512
契約負債(期末残高)	56,512	61,968

顧客との契約から生じた債権は、主に住宅製造ソリューション事業における顧客に対する標準施工手引書や住宅製造ソリューション事業の役務等の提供を行った対価であり、貸借対照表上の「売掛金」として表示しております。

契約負債は主に住宅製造ソリューション事業の未実施及びQualiZやGenkan-NSのサービス利用年会費等により受け取った前受金であり、貸借対照表上、流動負債の「前受金」として表示しております。なお、契約負債は、顧客に対する役務の提供に伴って履行義務が充足され、収益へと振り替えられます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約が無い場合、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

当社は、住宅製造ソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

当社は、住宅製造ソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

財務諸表「注記事項（収益認識関係）1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客に対する売上高がないため、記載事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

損益計算書の売上高の100分の10を占める顧客はありません。

当事業年度（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

財務諸表「注記事項（収益認識関係）1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客に対する売上高がないため、記載事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

損益計算書の売上高の100分の10を占める顧客はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は出 資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事 者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員及びその近親者	小村直克	—	—	当社代表取締役	被所有 直接 11.29% 間接 52.71%	債務 被保証	銀行借入に対する連帯保証 (注1)	103,124	—	—
役員及びその近親者	小村直克	—	—	当社代表取締役	被所有 直接 11.29% 間接 52.71%	債務 被保証	カーリース料支払に対する債務被保証 (注2)	12,354	—	—

(注) 1. 当社は、銀行借入に対して代表取締役社長小村直克より連帯保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。なお、当社代表取締役社長小村直克が行っている銀行借入に対する連帯保証については、2025年4月21日(発行者情報提出日)時点で解消済であります。

2. 当社は、カーリース料に対して代表取締役社長小村直克より連帯保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。なお、当社代表取締役社長小村直克が行っているカーリース料支払に対する債務被保証については、2025年4月21日(発行者情報提出日)時点で解消済であります。

当事業年度（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

関連当事者との取引

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)	当事業年度 (自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)
1株当たり純資産額	530円29銭	838円79銭
1株当たり当期純利益	129円04銭	308円50銭

- (注) 1 2025年2月21日開催の取締役会決議により、2025年3月3日付で普通株式1株を10株とする株式分割を実施しております。そのため、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
- 2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、前事業年度については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。当事業年度については希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
- 3 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)	当事業年度 (自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	34,273	81,940
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	34,273	81,940
普通株式の期中平均株式数(株)	265,610	265,610
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	新株予約権6種類 (新株予約権の数2,490個)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	30,038	61,225	4,214	87,050	10,534	4,649	76,516
工具、器具及び備品	4,706	1,467	646	5,527	2,869	1,147	2,657
リース資産	8,100	—	—	8,100	7,580	1,428	519
建設仮勘定	21,725	30,225	51,950	—	—	—	—
有形固定資産計	64,570	92,918	56,811	100,677	20,984	7,225	79,693
無形固定資産							
ソフトウェア	169,410	4,049	—	173,459	163,495	21,772	9,963
ソフトウェア仮勘定	3,298	45,301	4,049	44,550	—	—	44,550
無形固定資産計	172,708	49,350	4,049	218,010	163,495	21,772	54,514

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	オフィス増床費用	50,265千円
建物	資産除去債務	10,169千円
ソフトウェア仮勘定	新サービス等開発費用	45,301千円

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	79,574	51,392	2.0%	—
1年以内に返済予定のリース債務	1,549	592	1.9%	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	182,130	158,719	2.0%	2026～2032年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	642	49	1.9%	2026年
合計	263,896	210,753	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	22,052	6,000	6,000	4,667
リース債務	49	—	—	—

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	456	478	—	456	478

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	225
預金 普通預金	305, 980
合計	306, 206

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社ゼロ・コーポレーション	3, 494
株式会社ハウスジーマン	2, 988
ネクストイノベーション株式会社	2, 802
中尾建設工業株式会社	2, 702
株式会社ホームライフ	2, 338
その他	75, 506
合計	89, 832

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首 残高 (千円)	当期 発生高 (千円)	当期 回収高 (千円)	当期末 残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
80, 680	1, 281, 083	1, 271, 932	89, 832	93. 4	24. 3

② 固定資産

イ. 差入保証金

区分	金額 (千円)
本社敷金	49, 014
その他	15
合計	49, 029

ロ. 繰延税金資産

繰延税金資産は、37, 853千円であり、その内容については「第5 経理の状況 1 財務諸表 (1) 財務諸表 注記事項 (税効果会計関係)」に記載しております。

③ 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社NS東北	2,313
株式会社創和情報管理センター	1,112
増井 幸夫	698
安田 篤史	611
篠原 紀二	542
その他	28,232
合計	33,510

ロ. 未払金

相手先	金額（千円）
従業員給与	27,708
株式会社ゆめみ	5,225
社会保険料	4,765
株式会社マネーフォワード	2,869
レバテック株式会社	1,925
その他	15,881
合計	58,375

ハ. 前受金

相手先	金額（千円）
株式会社フォレストコーポレーション	1,637
株式会社ホームライフ	1,385
平松建築株式会社	1,306
株式会社横尾材木店	1,266
株式会社サン工房	1,256
その他	55,116
合計	61,968

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第 8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から 3 ヶ月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年 7 月 31 日 毎年 1 月 31 日
1 単元の株式数	100 株
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目 6 番 3 号 三菱 U F J 信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱 U F J 信託銀行株式会社
取次所	三菱 U F J 信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目 6 番 3 号 三菱 U F J 信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱 U F J 信託銀行株式会社
取次所	三菱 U F J 信託銀行株式会社 全国本支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う、ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載 URL https://nextstage-group.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月29日

株式会社NEXT STAGE

取締役会 御中

東陽監査法人

大阪事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士

小林 弥

指定社員
業務執行社員 公認会計士

田部 秀穂

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規定の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社NEXT STAGEの2024年8月1日から2025年7月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社NEXT STAGEの2025年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。